

# 日本学術会議の改革と農業経済学界の対応方向

池 上 甲 一

## 1. はじめに

日本学術会議（以下、学術会議）は研究者・科学者の国会であると長らくいいならわされてきた。その学術会議に対して、90年代半ば以降、産業界や政府から批判が寄せられるようになり、それに対応する形で総合科学技術会議と学術会議において学術会議の改革に関する検討が進められてきた。2004年4月14日には、「日本学術会議法の一部を改正する法律」が成立し、05年の10月1日に全面施行されることとなった<sup>1)</sup>。現在、そのための準備が進められている。

しかし、多数の地域農林経済学会会員は、学術会議の改革にあまり関心を寄せているようには見えない。そもそも一般会員、とくに若手の会員たちにとっては、学術会議そのものが縁の薄い世界の存在だといってもよいだろう。このことはおそらく、ほかの農業経済学関連学界でも同様だろう。筆者自身、日本村落研究学会の担当者として農業経済学研究連絡委員会に参加するまでは、学術会議の機能や組織についてあえて知ろうとも思わなかったし、その必要性も感じなかった。また学術会議も、若手研究者や一般社会に対して熱心に情報を発信してきたかというところかなり疑わしい。

研究連絡委員や学術会議の担当者にもならない限り、学術会議会員の選挙をはじめ学術会議のシステムのことなどなかなか分かりようがなく、ましてや関心など持ちようがなかったというのが実情だろう。しかし、今回の学術会議の改革は農業経済学およびその関連科学にかかわる者たちすべてにとって多大な影響を与えるようにおもう。とくに、科学研究費補助金の審査システムや課題別委員会制の採用は、資金的にもまた研究分野的にも重大な変更内容である。そこで、普段なかなか目に触れることのないところで進んでいる学術会議改革の要点とその背景および問題点を批判的に考察するとともに、とくに

に今回の改革の中で「地盤沈下」しかねない農業経済学にとっての対応方向を検討してみたい。

## 2. 日本学術会議法の改正

日本学術会議法は1948年に法律第121号として成立し、1983年の改正（以下、旧法）があったものの基本的な枠組みは今回の改正まで継承されてきた。後述するような経緯の下に、同法を一部改正する法律（以下、新法）が2004年2月10日に国会へ提出され、3月23日に衆議院可決、4月7日に参議院可決を受けて4月14日に公布された。2005年4月には、学術会議は内閣府に移管され、同年10月から新しい体制の学術会議に生まれ変わる。

同改正の具体的な内容は後述するとして、主要な項目についてあらかじめ旧法と新法の条文上の違いを対比的に整理しておく。

- ①学術会議の所轄を、総務大臣から内閣総理大臣に変更する。（第1条）
- ②学術会議の会員は、旧法の「第17条の規定による推薦」から新法の「第22条の規定による推薦」へ移行する。学術会員の任期については、旧法では3年を1期とし、再任が可能で通算3期（9年）まで在任できるとしていたが、新法では「期制」を廃して6年間へ延長し、代わりに再任を禁止するとした。また3年ごとに定員の半数が入れ替わる。さらに新法では定年制（70歳）を採用した。（以上、第7条）
- ③役員組織は会長1名、副会長2名（人文科学部門と自然科学部門のそれぞれから1人ずつ、全会員の互選による）という旧法の体制から、会長1名、副会長3名（総会の同意を得て、会長が指名）という新法の体制に変更する。（第8条）
- ④旧法では、学術会議は7部から構成されたが、新法では3部制に移行する。部ごとの定員は特別に定めることをしない。（第10条、第11条）
- ⑤学術会議の運営事項の審議は、会長、副会長、

部長及び副部長並びに規則で定める会員からなる運営審議会（旧法）を、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもって組織する幹事会（新法）において行う。（第14条）

⑥旧法では、研究領域と重要課題に応じて、必要な事項を調査審議する組織として研究連絡委員会を置いていたが、新法ではこれを廃して日本学術会議連携会員（以下、連携会員）を置くこととした。この連携会員と会員によって、常置または臨時の委員会が組織される。（以上、第15条）

⑦旧法では、会員の推薦が登録学術研究団体（学会、協会）の重要な機能の一つであったが、新法では学術会議自ら会員候補者を選考することとされた（第17条）。これに伴い、学協会の登録制度が廃止されるので、会員推薦の手続きに関する第18条から第22条が削除された。つまり、登録学術研究団体の根拠がなくなるのである。

### 3. 日本学術会議改革の要点

ここでは以上のような法改正を踏まえ、学術会議改革の要点を組織・機構の変革という視点から会員選出制度と学術会議内部の組織再編についてやや詳しく説明する。またその組織再編に関連して、科学研究費補助金の審査方法についてもふれることとし

たい。なお、表1に学術会議改革の要点を会員選考方法、組織構成（部制）、科学研究の連絡調整、運営方法、所轄官庁について整理したので参照されたい。

#### (1) 会員制度

旧法による学術会議会員の選出は、登録学術研究団体（学協会）をベースとして行われてきた（第17条の規定による推薦）。だからまず、学術研究団体としての登録が前提となる。一定の要件を満たして、登録を希望する学術研究団体は、それぞれの期毎に必要な書類を取り揃えて学術会議に申請する。その際に、当該団体の研究領域と関連する領域の研究連絡委員会を届け出る。地域農林経済学会であれば、農業経済学研究連絡委員会と地域農学研究連絡委員会ということになる。学術会議は審査の上、決められた要件を満たす団体を登録する。

以上のような旧法第18条の手続きによって登録学術研究団体となった学協会は、その構成員の中から学術会議の「会員候補者」を選定し（旧法第19条）、あわせて構成員から会員の「推薦人」を指名する（旧法第20条）。この推薦人が、研究連絡委員会を構成するほかの学協会から指名された「推薦人」と共同して、「会員候補者」のうちから会員として内閣総理大臣に推薦すべきものを選挙等によって決定する（第22条）。この推薦されたものが学術会議会員となる。

表1. 日本学術会議改革の要点

	現行	改正の趣旨	改正後
会員選出方法	登録学術研究団体を基礎とする推薦制	個別の学術研究団体の利害にとらわれない政策提言	日本学術会議が会員候補者を選考する方法（Co-optation）
組織構成	7部制 人文科学部門…3部 自然科学部門…4部	新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応	3部制 第1部（人文科学中心） 第2部（生命科学中心） 第3部（理学及び工学中心）
科学研究の連絡調整	研究連絡委員会	緊急の課題・新たな課題に柔軟・迅速に対処	研究連絡委員会の廃止（学協会登録制度の廃止） 連携会員の新設
運営	総会主義	機動的な運営	幹事会
所轄官庁	総理大臣の所轄（総務省）	総合科学技術と連携して日本の科学技術の推進に寄与	内閣総理大臣の所轄（内閣府）

資料：日本学術会議「日本学術会議法の一部を改正する法律の概要」2004年4月、の概要図を基に、日本学術会議、総合科学技術会議、各種学会のウェブサイトなどを参考にして作成

このような学協会を基礎とする会員選出方法が、総合科学技術会議等の議論で問題とされた。それは、学術会議の会員が学協会の利害代表者になりがちで、必ずしも科学者全体の意向を体現していない、と認識されていたからにほかならない。つまり、欧米のように科学者全体のアカデミーになっていないとみなされていたのである。

そこで、「日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成され、メンバーも選出されるべきである」<sup>2)</sup>という総合科学技術会議の指摘がなされることになる。この意見具申により、会員選考は学術会議自身が会員候補者を選考する方法（いわゆる co-optation 方式）、具体的にはその時点の学術会議会員が会員候補者を選考する方式に変更された（新法の第 22 条の規定による推薦）。ただし、初回の会員選考については、委員数 30 名以内の「会員候補者選考委員会」を設置して選考にあたりとされた。会員数は現行どおり 210 人とされている。

なお、2004 年 8 月には「同選考委員会」委員の選任・発令が行われ、第 1 回目の「選考委員会」が開催された。委員は 30 名で、委員長は吉川弘之・産業技術総合研究所理事長、委員長代理は板垣雄三・東京大学名誉教授である。大学・研究機関関係者以外では数名の産業界関係者が選任されている<sup>3)</sup>。

そのほか、会員に関する改革としては会員を 3 年ごとに一から再選出する「期制」を廃止して、3 年ごとに半数を改選する方式に変更されたが、旧法による総入れ替え（再任を除く）は必ずしも連続性を担保できる仕組みではなかったし、また 3 年ごとの選出作業はある意味で形骸化して人的資本の無駄遣いという感もあったので評価に値する改革だということができよう。定年制の導入や任期の延長と再任禁止も評価してよいだろう。

## (2) 内部組織の改革

学術会議の組織的な改革については、かなり広範な範囲にまでわたっている。科学に求められる役割が時代とともに変化しているにもかかわらず、ほぼ設立当初の形態を維持してきたからである。会員の選出方法が変われば、その趣旨に即した組織機構や運営方法への変更が求められるからである。

これまで、学術会議はいわゆる「部制」を採用し、科学研究の主要な領域に対応して 7 つの部を設けてきた。この枠組みは、「設立当時の科学諸領域を反映したものであり、…これに固執することは、科学の進歩発展により台頭してきた新分野、融合分野を取り込むための柔軟性を欠くことにな」<sup>4)</sup>るとの認識に基づいて、7 部制を 3 部制に改めることとされた。

第 1 部は人文科学が中心で、現行の 1 部（社会学など）、2 部（政治学など）、3 部（経済学など）を統合した部とする。第 2 部は、現行の 6 部（農学）と 7 部（医学など）を統合して生命科学を中心とする部に変える。第 3 部は、現行の 4 部（理学）と 5 部（工学）を統合した理工学中心の部に改組する。学術会議の会員はいずれかの部に属するものとするが、現行制度のように各部ごとに定員を細かく定めることはせずに、「科学の発展や変化に合わせ柔軟に変更できる仕組みと」<sup>5)</sup>された。

学術会議の基本機能は政策提言、科学に関する連絡調整、社会とのコミュニケーションに大別されるが、今後はとりわけ広い科学的視野からの政策提言や、科学に関する社会からの要請の把握とフィードバック、国際交流などのコミュニケーション機能が強く求められてくることになろう。こうした機能を効率的・効果的に果たしていくとして、従来の分野別運営を委員会方式へ変更することとなった。委員会方式はいわゆるプロジェクト方式で、弾力的かつ機動的な対応が可能になるといわれている。学術会議の資料によると、委員会には、社会的・国際的なニーズの高い具体的な「重要課題別委員会」と、より総合的な課題を取り扱う「基盤的課題委員会」とが例示されている。会員は学術会議の機能を果たすために、基盤的課題委員会に属し（領域を超える複数委員会への登録可能）、それとは無関係に重要課題別委員会に参加することが可能であるという構想が示されている。

科学に関する連絡調整については、従来、学協会を選出母体とする研究連絡委員会が担ってきた。今回の改革では先述のように、学協会の登録制度がなくなるので、これに伴って現行の研究連絡委員会も廃止される<sup>6)</sup>。その代わりに「連携会員」の制度を新設することになった。連携会員の定数は 2370 人で、学術会議の会員と比べるとかなり多数にのぼる。連携会員は幅広い研究分野と多様な属性を持つ研究

者から選出され、学術会議会員と同様に「委員会」に属してそこでの審議に参加する。連携会員の選出はいまのところ、現行の研究連絡委員を基礎とするものと見込まれているが、その詳細は未定である。以上のような学術会議の基本的な機能を果たし、変化のスピードが大きくなっている科学や技術の進歩、あるいは次々に変わる社会的な要請にこたえるためには、従来にもまして機動的な運営が求められることになろう。この観点から、今回の改革では幹事会を新たに設置し、形式主義に走りがちな総会主義を脱却するとしている。幹事会には、会長、副会長、幹事のほか、各部の部長・副部長がメンバーとして加わることになっている。

### (3) 科学研究費補助金審査委員選出方法の変更

現在、科学研究費補助金の審査は第1段審査と第2段審査からなっている。そのそれぞれに審査委員が必要である。この審査委員について、従来は登録学協会が割り振られた人数だけ候補者を推薦し、研究連絡委員会が調整・順位付けをして日本学術振興会に通知するという方式がとられていた。今回の改革では、登録学協会による推薦を廃して、学術振興会自身が審査員を選定する方式に変わることとされた。

とはいえ、学術振興会が選考に耐えうるだけの研究者情報を持っているわけではない。そこで、現行の登録学協会が当該領域における研究者情報を複数名提供することになったが、それはあくまでも経過措置である。経過期間の期限も、経過期間の終了後に選考委員の選定に必要な情報をどのように収集するのかについても今のところはっきりしていない。もとより、膨大な科学研究費補助金の申請を審査するだけの人的・財政的リソースが学術振興会にあるわけではない。だから、少なくとも現行の基盤研究や萌芽の研究については当該専門分野に精通している研究者が相互に審査しあう仕組みが必要である。そうでなければ、目先の新しさや政治的要因だけに配慮するような科学研究費の配分が行われることになりかねない。

実際、今回の改革にいたる背景には、現行の科学研究費の選考システムが学会の利害調整の舞台になっていて、科学研究費の配分が国の科学技術政策と連動していないという批判があったらしい。つまり、もっと国の方針を反映できるような配分方式に

変えるべきだということだろう。しかし後述するように、そのことは科学を狭義の「役に立つ」ものに押し込めてしまい、結果的に科学の発展を阻害し、ひいては科学分野における国際的な競争力をも蝕むことになろう。

もともと日本の教育予算や科学予算は、欧米諸国と比べて低水準にとどまっている。たとえば、日本の高等教育費は2000年現在でGDPの0.5%に過ぎず、約1%の米・独・仏、約0.8%の英国よりもだいぶ低位の水準にとどまっている<sup>7)</sup>。その上、成果がすぐには現れにくい基礎的分野や成果の目に見えにくい社会科学的分野には資源の投入が制約されがちである。加えて、国立大学や研究機関の独立行政法人化と「競争」的予算配分への傾斜によって、こうした分野ではよりいっそうの財政的基盤の脆弱化がもたらされている。科学研究費は、このような条件下にあるからこそ、科学研究の支えをするという大きな役割を果たしている。それなのに、科学研究費の配分さえも政府の方針と適的であるかどうか配慮するような審査方式に移行するとすれば、科学の長期的・総合的な発展に大きな禍根を残すことになるといわざるをえない。

科学研究費の配分は従来、研究者が個人あるいはグループを作って研究課題を提案し、当該分野の研究者が相互に評価するというシステムで運営されてきた。科学者相互のピアレビューに基づくことで、創造的かつ萌芽的な研究の発展を図ることが可能となっていたといえる。即効的な「役に立つ」研究や政策的に決められた重点分野に優先的に配分するというような方式は、むしろ角を矯めて牛を殺すことになるだろう。

## 4. 学術会議の改革に至った背景と改革の問題性

ここまで、学術会議の改革内容を説明してきた。しかし、それだけではなぜ学術会議を改革しなければならぬのか、あるいはどのような背景に基づいて今回の改革が行われるに至ったのかがまったくわからない。この節では、筆者の理解する範囲内で学術会議改革の背景を探り、あわせて今回の改革の孕む問題性を検討してみたい。

### (1) 学術会議の改革に至った背景

学術会議の改革が課題として浮上してきたのは、中央省庁の再編に関する行政改革会議（1996年11

月 21 日～98 年 6 月 30 日)の議論においてである。同会議の最終報告<sup>8)</sup>は「簡素・効率的・透明な政府」を目標に掲げ、それにふさわしい「総合性、戦略性」、「機動性」、「透明性」、「効率性、簡索性」を備えた社会システムの構築が課題であるとした。実は、ここに登場する綺羅星のようなキーワードは学術会議改革の過程で幾度となく繰り返され、ほとんど「磨耗」し尽くして実質がどこにあるのか分からないほどになっている。

ともあれ、行政改革会議の審議では、内閣機能を強化するために内閣府に合議体を置くとし、そうした合議体のひとつとして総合科学技術会議を設けるという結論に向かう。総合科学技術会議は、人文・社会・自然科学を総合した科学技術に関する総合戦略の具体化を任務とし、前身の科学技術会議とは異なって科学技術に関する予算や人材等の資源配分、あるいは国家的な研究開発の評価という機能も担い、いわば科学技術の総司令塔<sup>9)</sup>と目された。そこで、行政改革会議は学術会議について、いまだ設立されてもいない総合科学技術会議にそのあり方を検討させることにしたわけである。すなわち、1997 年 11 月 17 日の行政改革会議集中審議第 1 日の結論、同 12 月 3 日の行政改革会議最終報告、および 98 年 6 月 12 日施行の中央省庁等改革基本法において、学術会議は当面総務省に置き、そのあり方については総合科学技術会議に委ねられることになった。

当時の産業界および政界は、長引く不況の影響もあり、日本の科学技術に対する不満を蓄積していた。とりわけ、『世界競争力白書』(スイス経営開発国際研究所、IMD)による日本の競争力が 90 年代後半に世界第 1 位から急落し、97 年には 17 位、98 年には 18 位になったことがことさら取りざたされたように、日本の技術力が長期的かつ構造的に低下しており、日本の科学技術のあり方がそのことを助長しているとの考え方が広がった。研究のための研究になっており、それゆえに研究成果がなかなか実用化されないとか、研究の評価が論文主義に偏っているといった批判も行われた。

95 年に制定された科学技術基本法と同法に基づく第 1 期科学技術基本計画(96 年閣議決定)が「科学技術創造立国」を目標に掲げたのも、上記のような問題認識によるところが大きい。研究開発投資の増額、産官学の連携推進による研究開発能力と技術力

の向上が目的である。01 年 3 月には、総合科学技術会議の答申を踏まえた第 2 期科学技術基本計画が閣議決定された。第 2 期計画では、研究開発の重点化(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の 4 分野)、競争環境の整備、産官学の連携推進などが掲げられた。このように、科学技術に関する重要事項が総合科学技術会議で決定されていく一方、科学者の国会である学術会議はこれらの決定にきちんとした意見表明さえ行い得なかった。総合科学技術会議と学術会議には機能の違いがあるとはいえ、ここには学術会議の弱点が露呈しているように思われる。

総合科学技術会議は 01 年 1 月 6 日、中央省庁の再編とともに内閣府に新規設置された。早くも、1 月 18 日には「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」が設けられた。学術会議はこれを受けて、学術会議内に「日本学術会議の在り方に関する委員会」を設置し、翌年 4 月には中間まとめを公表した。さらに、03 年 2 月には総合科学技術会議が「日本学術会議の在り方について」を意見具申したので、学術会議は同年 7 月に「日本学術会議の改革の具体化について」を取りまとめた。この具体化案を踏まえて、すでに述べたような内容を持つ改正日本学術会議法が成立したわけである。

以上の経緯からわかるように、学術会議改革は基本的に行政改革の一環としてスタートしたのであり、科学的必要性に迫られて改革が始まったとは到底いえない。発端となった行政改革会議における問題意識のありかは、「学術会議は会員となる学者の単なるステータスに過ぎない」とか「名誉欲の発散の場となっているきらいがある」といったあたりにあり、あるいはせいぜい「政策に対して科学的知見を利用することが必要であり、政策とリンクできれば役に立つ」といった程度の認識であった<sup>10)</sup>。だから、学術会議のあり方についてきちんとした総括が行われたわけではないことに注意が必要である。

## (2) 学術会議改革の問題点

上述のように、今回の学術会議改革は総括なしの改革だといっても過言ではない。学術会議改革の必要性は認めるにしても、どこが問題でありどのような弊害があるのかについて必ずしもオープンな議論が行われたわけではない。この点は、諮問機関にすぎないはずの審議会に「改革」の必要性を答申させ、

地ならしをするという最近一般化している方式と共通の危うさを含んでいる。つまり、初めから改革ありきの方向性が権限のない外部機関によって一方的に示されるという問題である。翻って、学術会議自身が科学者全体を巻き込んだ学術会議のありかたについての内省的な総括を行ったかという点、それもまたたいへん疑わしい。やはり、自らきちんと点検・評価し、問題のありかを明らかにして適切な対応をとっていくという自律的な改革が本来あるべき姿だろう。そうではなかったために、今回の改革では次に述べるような基本的な問題点が解消されなかったり、あるいは新たに持ち込まれたりしている。

第一に、「役に立つ」科学と「役に立たない」科学という区分または基準が暗黙裡に持ち込まれている。役に立たない科学は、役に立つ科学へと変わらなければ予算も人的資源も削減を甘受しなければならない。役に立つ科学は効率的であり、役に立たない科学は非効率的である。非効率的な科学には資金を配分しても無駄だから、その分を役に立つ科学にまわすべきである。いったい、誰がどのような基準に基づいて判断するのだろうか。行政改革会議や総合科学技術会議の議論によると、役に立つかどうかの判断基準はどうやら、社会的な意義よりも産業的な利益を上げうるかどうか、そうした意味での国際競争力を高めうるかどうかという点にありそうである。このような区分によると、改革関連文書の表現は別として<sup>11)</sup>、基礎研究や社会科学は役に立たないほうに区分される可能性が高い。それはとくに、現代という時代の本質的構造を解き明かしてその克服の道を指し示すという社会科学固有の任務を否定することに他ならない。この問題は、科学のあり方そのものにかかわる本質的問題であり、大いに議論されるべきだと思う。

第二に、上記の問題とも重なるが、自律的な総括がないために上滑りの改革に終わる危険性がある。世は挙げて改革ブームである。何かしら改革（あるいはそのふり）をしないと、外部から少しも改革をしない怠け者だと評価されるだけでなく、場合によれば守旧派と見なされてしまいかねない。大学や研究機関でも同様で、教員・研究者は、自己点検や組織再編、競争的資金の導入などのための書類書きに日々追われている。そのため、本来の教育や研究に手が回りにくいというような皮肉な現象さえ生ま

れている。このような状況で、行政改革会議が「最終報告」で掲げた「総合性、戦略性」、「機動性」、「透明性」、「効率性、簡素性」を備えた社会システムの構築に貢献できるような学術会議の運営が担保されるのかははなはだ疑問である。

第三に、総合科学技術会議と学術会議とが本当に「車の両輪」の関係になるのかはまだ即断できない。総合科学技術会議は主として科学技術政策の形成を行うこととされ、学術会議は個々の研究者の意見を集約するボトムアップ型の科学技術政策提言機能、科学に関する連絡調整（国際交流を含む）機能、社会とのコミュニケーション機能の3つを担うこととなり、表面的には役割分担については妥協が成立したようにみえる。しかし、総合科学技術会議は科学技術を俯瞰し、一段高い立場にあることが法的にも明記されている。だから政府や総合科学技術会議が誤った方向を向いているときに、学術会議は法的な枠を超えて批判的な見解を貫けるかどうかを試金石として問われることになるだろう。

第四に、会員および連携会員の選出方法の変更や内部組織の改革が真に科学の発展につながり、そのことを通じて人類社会全体の福祉向上と環境の持続性に貢献するという高邁な理想に向かう具体的な道筋がまだ見えていない。というよりは、そのことが学術会議の基本機能として最重要視されるべきであるのに、実際は日本の国益・産業益を突出させた改革だったと評価せざるを得ない。確かに、旧来の学術会議がそうした基本機能を果たしていたかと問われれば十分だったはいえないだろう。たとえば、会員選出は事大主義的・権威主義的な側面を持っていたし、そのことが母体となる個別学協会に権威を裏付けるといった構造になっていた。また、悪しき論文主義も現に存在しており<sup>12)</sup> であり、細かい事柄を同じような手法によって行う「研究」が増える一方で、創造的で挑戦的な研究はなかなか評価されにくくなっている。この問題は一朝一夕に片のつくようなものではないが、学術会議の改革をきっかけとしてもっと本質的な議論を沸き起こすことが研究者に求められているように思う。

## 5. おわりに―農業経済学の「地盤沈下」と農業経済学の新しい役割―

いま、科学の世界に「神」が復活しようとしてい

る。その教義は効率性と競争力であり、役に立つか否かで存在価値を決めようとする。その根拠は、第 2 期科学技術基本計画やこの計画を作った総合科学技術会議の議論である。今回の学術会議の改革も、この教義に基づいて科学の実用化ないし科学の技術化に力点が置かれているように思われる。こうした科学政策の下では、予算も実用的研究に手厚く配分されることになりがちである。このまま手を拱いていれば、社会科学は相対的に後退せざるをえないだろう。

農業経済学については、事態はより深刻なように思われる。農業経済学は、農学の中の社会科学としてその存在意義を主張してきた。だから、地域農林経済学会をはじめとする農業経済学関連の学会は第 6 部 (農学) に属し、農業経済学研究連絡委員会として活動を行ってきたし、科学研究費の審査でも農業経済学として独立した細目を認められてきた。

しかしすでに述べたように、農学は医学・薬学とともに第 2 部 (生命科学) に位置づけられた。現在の学術会議第 6 部は 26 の研究連絡委員会、第 7 部 (医学・薬学) は 37 の研究連絡委員会からなっている。単純に両者を合わせると、新しい第 2 部は 63 の研究領域から構成されることになる。それだけでも、第 2 部における農業経済学の地位は相対的に低下する。

加えて、生命科学は第 2 期科学技術基本計画で重点領域分野として位置づけられているから、即効性のある研究結果がより強く求められることになる。言い換えれば、生命科学の分野では、よりいっそう役に立つ研究でなければならないという自己規制が作用し、こぞって実用科学に邁進することになる。農業経済学はむしろ、こうした方向の妥当性を批判的に点検することによって社会との対話に重点をおく。この意味では、科学の実用化と距離を置くことが農業経済学の使命であるといえるかもしれない。とすれば、生命科学の領域において科学的プレゼンスは高まって、実質的な位置づけの向上にはつながりにくい。そのとき、農業経済学は、相対的な位置が低下しても孤高を貫くと主張できるだろうか。

それもひとつの美学ではあるが、どちらかという減びの美学であり、あまり社会的な力を持ち得ないだろう。それよりは、農業経済学の地盤沈下を乗

り越え、もっと人類社会の発展に寄与できるような方法があるのではないだろうか。すなわち、総合科学技術会議の言う「人文・社会科学を含めた科学技術者のコミュニティ…がその力を結集して、科学技術の進展を方向づけるとともに、人類社会の課題に先見性を持って対処するための助言を行う役割」<sup>13)</sup>を農業経済学にかかわるものたちが率先して実践することである。文言を実質化するための研究的実践を推進することと言い換えても良い。

そのためには、農業経済学にかかわるものたちが方法論的蝟壺から意識的に脱却し、率先して知の枠を組み替えるような研究が必要である。実際、農業経済とかかわるような領域においても、文系・理系の枠にとらわれないような分野融合的な対象が数多く存在している。たとえば食の安全と安心、循環型社会、資源とエネルギー、人口と食料、価値観の転換、高齢社会への対応といった学術会議の例示している戦略的課題にも、農業経済学の関与しうる、あるいは関与すべき分野がたくさんある。

こうした問題を扱う新しい学術会議の重要課題別委員会について、どのような委員会を設けるのか、委員会の構成をどう設定するのかといった具体的な対応は今後の検討にゆだねられている。しかし、現在の専門委員会がある程度の継続性を持つかもしれないとの推測もある。その意味で、2004 年 4 月に第 6 部に設けられた専門委員会が注目される。すなわち、農業生産の革新、都市・農山漁村パートナーシップ、食と農の安全体系、流域圏生物システムの再構築の 4 専門委員会である。このうち、前 2 者には農業経済学研究連絡委員会が委員として入っているが、後の 2 者には入っていない。とくに、食と農の安全体系専門委員会に農業経済学の委員が入っていない。その理由は分からないが、この分野における農業経済学の貢献と必要性が認識されていないことを推測させる。

そうであれば、設置すべき委員会や委員構成についても提案できるように、農業経済学からの発言力の強化が必要になってくる。それはもちろん、政治的なロビーイングを意味するわけではない。科学としての再定義、すなわち方法論的基礎を鋭く問い直す作業と、それに基づいて新しい領域を切り開こうとする姿勢が求められているように思う。そうしたパースペクティブを獲得しえたとき、農業経済学は

生命科学を構成する諸科学のみならず、ほかの科学と社会に対しても発言力を持ちうるのではないだろうか。

(筆者：近畿大学農学部)

- 注 1) 同法の一部(初回の学術会議会員の選出にかかる部分)は公布とともに施行されている。
- 2) 総合科学技術会議・日本学術会議の在り方に関する専門調査会「日本学術会議の在り方について 最終まとめ(案)」2003年2月20日, 4頁。
- 3) 当初の説明では、学術会議、総合科学技術会議、日本学士院からそれぞれ10名程度が選任されて選考委員会を構成するということだったが、この点については確認していない。「日本学術会議ニュース」2004年9月号に委員名簿が記載されている。
- 4) 総合科学技術会議・日本学術会議の在り方に関する専門調査会「日本学術会議の在り方について 最終まとめ(案)」2003年2月20日, 9頁。
- 5) 同上, 9頁～10頁。
- 6) 現行の研究連絡委員会は2005年9月まで継続する。
- 7) 佐和隆光・藤田英典「教育の機会均等が崩れる 義務

教育費負担金廃止のツケは誰が払うのか」『世界』2004年10月号。

- 8) 行政改革会議「最終報告」1997年12月3日。
- 9) 総合科学技術会議の設置は2001年1月のことで、内閣府設置法に基づいている。同法第26条によると「総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する『知恵の場』として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的」とすると位置づけられている。
- 10) 平成9年11月17日行政改革会議集中審議第1日(議事概要)。
- 11) 総合科学技術会議の意見具申(「在り方」)にしても、学術会議の「改革の具体化」にしても、社会科学との融合や総合性を文言上は強調しているが、その具体策はきわめて乏しい。
- 12) それは、学術会議への登録が学会誌のステータスとなり、そのことが逆に登録学術研究団体の学会誌に掲載された論文でなければ業績として評価しないという風潮と無関係ではないだろう。
- 13) 総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について 最終まとめ(案)」2003年2月20日, 3頁。